

※下線部は、改定部分を示します。

オーシーキャッシングカード（ナチュラ VIP）会員規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申出するものとします。但し、会員からの<u>申し出</u>がない場合、又は会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録、又は変更の通知を行うものとします。</p> <p>2. 登録された暗証番号が他人により使用された場合、そのために生じた損害については会員の責任となります。<u>但し</u>、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」及び生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択し申出するものとします。<u>ただし</u>、会員からの<u>申出</u>がない場合、又は会員から申出のあった暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、改めて会員へ暗証番号の登録、又は変更の通知を行うものとします。</p> <p>2. 登録された暗証番号が他人により使用された場合、そのために生じた損害については会員の責任となります。<u>ただし</u>、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>
<p>第5条（カードの利用可能枠）</p> <p>2. キャッシング利用可能枠については、当社はカードの利用状況その他の事情を勘案して必要と認めた場合は、これを減枠することができるものと<u>します</u>。尚、キャッシング利用可能枠の増枠は会員が希望し、<u>且つ当社がこれを承認した金額を上限とするものとします</u>。</p>	<p>第5条（カードの利用可能枠）</p> <p>2. キャッシング利用可能枠については、当社はカードの利用状況その他の事情を勘案して必要と認めた場合は、これを減枠することができるものと<u>し、又新たな融資を停止することがあります</u>。尚、キャッシング利用可能枠の増枠は会員が希望<u>した金額の範囲内で</u>、当社が承認した金額とします。</p>
<p>第7条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）</p> <p>1. 当社は、会員にカードキャッシングの融資金及び利息（以下併せて「カードキャッシングの支払金」といいます。）を請求するときは、<u>予め</u>カードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。<u>但し</u>、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第7条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）</p> <p>1. 当社は、会員にカードキャッシングの融資金及び利息（以下併せて「カードキャッシングの支払金」といいます。）を請求するときは、<u>あらかじめ</u>カードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。<u>ただし</u>、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>2. 会員は、「ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」（毎月1日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面）に代えることができることを承諾します。<u>但し</u>、会員は、当社に申出ることによりマンスリーステートメントによる書面受け取りの代替を拒否できるものとします。</p> <p>3. 会員は、前各項について「貸金業法第17条1項書面」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。<u>但し</u>、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p><u>※4項は新設</u></p>	<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>2. 会員は、「ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」（毎月1日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面）に代えることができることを承諾します。<u>ただし</u>、会員は、当社に申出ることによりマンスリーステートメントによる書面受け取りの代替を拒否できるものとします。</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）</u>」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。<u>ただし</u>、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p><u>4. 第1項のご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）及び第2項のマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、その後の借入又は弁済その他の事由により変動することがあります。</u></p>
<p>第9条（お支払い）</p> <p>1. カードキャッシングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「<u>カードキャッシングの支払金等</u>」）といいます。）は、会員が<u>予め</u>約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。）にお支払いいただきます。<u>但し</u>、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合</p>	<p>第9条（お支払い）</p> <p>1. カードキャッシングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「<u>カード利用による支払金等</u>」）といいます。）は、会員が<u>あらかじめ</u>約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」といいます。）にお支払いいただきます。<u>ただし</u>、支払期日に万一口座振替できない場合、又は事務上の都合により別途当社の定める方法にてお支払いいただく場合は、当社の支払期日以外の日にお支払いいただく場合があり</p>

<p>があります。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の<u>支払に係わる</u>口座と当社に対する他の債務の支払いに<u>係わる</u>口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。</p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>もしくは</u>は自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>	<p>ます。又金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、本規約に基づく債務の<u>支払いに係る</u>口座と当社に対する他の債務の支払いに<u>係る</u>口座とが同一のときは、当社は、これらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。<u>会員又は当社又は金融機関の都合により、自動振替の預金口座の変更が必要となったとき、及び当社から口座振替依頼書の再提出の要請があったときは、会員は直ちに新しい口座振替依頼書を提出するものとします。</u></p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>若しくは</u>は自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>
<p>第 11 条 (利息制限法との関係) カードキャッシングの利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</p>	<p>第 11 条 (利息制限法との関係) カードキャッシングの利率が利息制限法第 1 条に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</p>
<p>第 13 条 (費用の負担)</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。<u>但し</u>、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>2. 会員は、当社の提携する金融機関等の<u>現金自動貸出機等 (CD・ATM)</u> でカードキャッシングを利用した場合又はカードキャッシングの支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします。(ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合は 110 円(消費税込)、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円(消費税込)とします。)</p> <p>3. 会員の希望により、口座振替以外の方法で<u>カードキャッシング</u>の支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。</p> <p>4. 会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第 9 条 1 項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料(法令で<u>定められる</u>範囲内の実費相当額)を負担するものとします。</p>	<p>第 13 条 (費用の負担)</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。<u>ただし</u>、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>2. 会員は、当社の提携する金融機関等の<u>現金自動預払機または現金自動支払機 (以下「ATM 等」といいます。)</u> でカードキャッシングを利用した場合又はカードキャッシングの支払金の返済をした場合、当社所定の ATM 手数料を負担するものとします。(ATM 手数料は、ご利用 1 回あたりの利用金額・返済金額が 1 万円以下の場合は 110 円(消費税込)、利用金額・返済金額が 1 万円を超える場合は 220 円(消費税込)とします。)</p> <p>3. 会員の希望により、口座振替以外の方法で<u>カード利用による</u>支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。</p> <p>4. <u>カード再発行手数料等</u>、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、<u>又は</u>当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第 9 条 1 項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料(法令で<u>定められた</u>範囲内の実費相当額)を負担するものとします。</p>
<p>第 14 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分)</p> <p>1. 会員がカードの盗難、紛失等で他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は<u>本人</u>会員の負担とします。</p> <p>3. <u>会員は</u> 2 項に<u>係らず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。 (4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。 (第 4 条 2 項<u>但し</u>書きの場合を除きます。)</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料(法令で定められる範囲内の実費相当額)を負担するものとします。</p> <p>5. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員は<u>予め</u>これを承諾します。</p> <p>6. 偽造カードの使用に<u>係わる</u>カードキャッシングの支払金等については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとしま</p>	<p>第 14 条 (カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分)</p> <p>1. 会員がカードの盗難、紛失等で他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は<u>会員</u>の負担とします。</p> <p>3. 2 項に<u>かかわらず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。 (4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。(第 4 条 2 項<u>ただし</u>書きの場合を除きます。)</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料(法令で定められる範囲内の実費相当額)を負担する<u>も</u>のものとします。</p> <p>5. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更の上、カードを再発行することができるものとし、会員は<u>あらかじめ</u>これを承諾します。</p> <p>6. 偽造カードの使用に<u>係る</u>カードキャッシングの支払金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。<u>ただ</u></p>

<p>す。<u>但し</u>、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>	<p><u>し</u>、偽造カードの作出又は使用について、<u>重</u> <u>大</u>な過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第15条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次の各号の<u>何れかの事由</u>に該当したときは当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>お支払いいただきます。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金を1回でも<u>遅滞</u>したとき。 (<u>但し</u>、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。)</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分 (<u>但し</u>、信用に関しないものを除く。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>※1項7号は新設、以降は号数変更</p> <p>(7) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</p> <p>(8) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき (<u>但し</u>、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。)</p> <p>2. 会員が次の各号<u>何れかの事由</u>に該当したときは、会員は、<u>当社から</u>の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに<u>お支払いいただきます。</u></p> <p>(2) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算<u>手続</u>開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。</p>	<p>第15条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次の何れかに該当したときは、<u>カードキャッシングの未払債務全額</u>について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金の<u>支払い</u>を1回でも<u>延滞</u>したとき。 (<u>ただし</u>、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。)</p> <p>(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分 (<u>ただし</u>、信用に関しないものを除く。)の申立、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(7) <u>会員について本契約以外の当社に対する債務で期限の利益喪失となっている契約があるとき、又は当社に対する債権債務の確定が必要となったとき。</u></p> <p>(8) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</p> <p>(9) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき (<u>ただし</u>、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。)</p> <p>2. 会員が次の何れかに該当したときは、会員は、<u>当社</u>の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(2) 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。</p>
<p>第16条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。</p> <p>(2) 会員がカードキャッシングの支払金等、<u>当社に対する債務の履行を怠った場合</u>。</p> <p>2. 会員は、1項の各号の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに<u>応じるものとします。</u></p> <p>3. 当社は、1項何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>	<p>第16条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。</p> <p>(2) 会員がカードキャッシングの支払金等<u>当社に対する一切の債務の何れかの履行を怠った場合</u>。</p> <p>2. 会員は、1項各号の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに<u>応じるものとします。</u></p> <p>3. 当社は、1項各号の何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>
<p>第19条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書又は当社の定める方法により<u>届け出る</u>ものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。</p> <p>2. 会員は、1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知、又は送付書類等が<u>延着</u>、又は<u>不到着</u>となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。<u>但し</u>、1項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。<u>但し</u>、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。</p> <p>5. <u>前1・4項のほか</u>、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に<u>かかる</u>届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱</p>	<p>第19条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、指定預金口座、メールアドレス等について変更があった場合には、速やかに当社に通知するとともに、所定の届出書、<u>又は</u>当社の定める方法により<u>届出る</u>ものとし、当社所定の手続きの完了をもって変更したものとします。</p> <p>2. 会員は、1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が、<u>延着</u>又は<u>不到着</u>となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。<u>ただし</u>、1項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、<u>この限りではない</u>ものとします。</p> <p>3. 当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、又受領を拒絶したときは受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。<u>ただし</u>、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。</p> <p>5. <u>1項4項の他</u>、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に<u>係る</u>届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて</p>

いについて異議ないものとします。	異議ないものとします。
<p>第20条（住民票等の取得の承認） 会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し利用することを予め承諾するものとします。</p>	<p>第20条（住民票等の取得の承認） 会員は、本申込に係る審査のため、若しくは途上与信管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票・源泉徴収票・所得証明等を当社が取得し利用することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第21条（収入証明書の提供） 会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます。）の提供を求められることに関して、予め以下の内容について承諾するものとします。</p>	<p>第21条（収入証明書の提供） 会員は、当社から源泉徴収票等の収入、又は収益その他資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます。）の提供を求められることに関して、あらかじめ以下の内容について承諾するものとします。</p>
<p>第22条（取引時確認） 1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的および職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。 2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位に占める者もしくはこれらの者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なくてはなりません。</p>	<p>第22条（取引時確認） 1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく取引時確認（本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的及び職業等の確認)の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。 2. 会員は、会員が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する国家元首、重要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者又はその者の家族に該当する場合又は該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なくてはなりません。</p>
<p>第23条（反社会的勢力の排除） 1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等 ⑧前各号の共生者⑨その他前各号に準ずる者。 2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。 4. 当社は、申込者及び会員が1項又は2項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員による本規約に基づくカードキャッシング利用を一時的に停止することができるものとします。カードキャッシング利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードキャッシング利用を行なうことができないものとします。 5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。又、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。 7. 5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本</p>	<p>第23条（反社会的勢力の排除） 1. 申込者及び会員は、自身が、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等 ⑧準暴力団等（暴力団には属さないものの、暴力や詐欺などの犯罪行為を繰り返す集団又は個人、匿名・流動型犯罪グループを含む）⑨その他（行政対象暴力の対象となった右翼等）⑩①～⑨の共生者⑪その他前各号に準ずる者。 2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。 4. 当社は、申込者及び会員が1項又は2項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員による本規約に基づくカードキャッシング利用を一時的に停止することができるものとします。カードキャッシング利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードキャッシング利用を行うことができないものとします。 5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の何れかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。 7. 5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務がある時は、それが完済されるまでは本契約の</p>

契約の関連条項が適用されるものとします。	関連条項が適用されるものとします。
第24条（貸付の契約にかかるとの勧誘） 会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約にかかるとの勧誘を行うことに <u>予め</u> 承諾するものとします。 <u>但し</u> 、会員は、当社に <u>申し出る</u> ことにより貸付の契約にかかるとの勧誘を拒否できるものとします。	第24条（貸付の契約に係るとの勧誘） 会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係るとの勧誘を行うことに <u>あらかじめ</u> 承諾するものとします。 <u>ただし</u> 、会員は、当社に <u>申出る</u> ことにより貸付の契約に係るとの勧誘を拒否できるものとします。
第25条（宣伝物等のご案内停止の申出） 会員は、当社から案内するカードキャッシングの宣伝物、印刷物等について当社に <u>申し出る</u> ことによって、会員の希望する期間、宣伝物、印刷物等の案内を停止することができます。	第25条（宣伝物等のご案内停止の申出） 会員は、当社から案内するカードキャッシングの宣伝物、印刷物等について当社に <u>申出る</u> ことによって、会員の希望する期間、宣伝物、印刷物等の案内を停止することができます。
第26条（帳簿の閲覧・謄写） 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングにかかわる帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。	第26条（帳簿の閲覧・謄写） 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングに係る帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。
第27条（カード利用代金債権の譲渡等の承認） 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む。）・特定目的会社・債権管理回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、 <u>予め</u> 承諾するものとします。	第27条（カード利用代金債権の譲渡等の承認） 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む。）・特定目的会社・債権管理回収会社等に譲渡すること、並びに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、 <u>あらかじめ</u> 承諾するものとします。
第28条（規約の変更、承認） <u>会員規約が変更され、当社から変更内容を通知又は新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。</u>	第28条（規約の変更） <u>1. 当社は、以下の各号の何れかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</u> <u>(1) 社会情勢又は経済状況の変動</u> <u>(2) 法令、自主規制機関の規則の変更</u> <u>(3) 当社の業務又はシステムの変更</u> <u>2. 1項の規定にかかわらず、当社は、第14条4項に定めるカード再発行手数料、第13条2項に定めるATM手数料の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社WEBサイトに公表する方法その他会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。</u>
第30条（カードキャッシングの利用方法） (1) 会員が、当社が提携している金融機関が運営している <u>現金自動貸出機等（CD・ATM）</u> にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。 <u>但し</u> 、当社が提携する <u>現金自動貸出機等（CD・ATM）</u> によっては <u>翌月1回</u> 払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。 (2) 会員が当社指定の音声自動応答装置（IVR）により所定の申込みをする方法。 <u>但し</u> 、この場合の融資金は第9条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。	第30条（カードキャッシングの利用方法） (1) 会員が、当社が提携している金融機関が運営している <u>ATM等</u> にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をする方法。 <u>ただし</u> 、当社が提携する <u>ATM等</u> によっては1回払い、又はリボルビング払いの何れかに限定されることがあります。 (2) 会員が、当社指定の音声自動応答装置（IVR）により所定の申込みをする方法。 <u>ただし</u> 、この場合の融資金は第9条により、会員が指定した預金口座に振込むものとし、その振込みをもって会員は融資金を受領したものとします。
第31条（ご利用可能枠、利率） 3. <u>前項</u> により借入利率が引き上げとなる場合、当社は会員に対し、 <u>予め</u> 相当期間の予告をもってこの旨を告知又は通知するものとし、会員はこの利率変更の告知、又は通知による変更利率適用日以降は変更前に利用した借入残元金についても、その変更された利率により利息を支払うことを <u>予め</u> 承諾するものとします。	第31条（ご利用可能枠、利率） 3. <u>2項</u> により借入利率が引き上げとなる場合、当社は会員に対し、 <u>あらかじめ</u> 相当期間の予告をもってこの旨を告知又は通知するものとし、会員はこの利率変更の告知、又は通知による変更利率適用日以降は変更前に利用した借入残元金についても、その変更された利率により利息を支払うことを <u>あらかじめ</u> 承諾するものとします。
第32条（返済方法、返済方式及び利息計算） <u>1. カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月支払期日にカードキャッシングの支払金を当社にお支払いいただきます。</u>	第32条（返済方式及び利息計算） <u>返済方式は、翌一括返済方式（1回払い）と借入時残高スライド元利定額返済方式（リボルビング払い）とします。</u>

2. 返済方法は、翌月1回払いとリボルビング払いとします。

- (1) **翌月1回払い**の場合、利息は融資金に対して第31条第1項の利率の日割計算とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支払いいただきます。
- (2) **リボルビング払いの返済方式は、借入時残高スライド元利定額返済方式とします。**借入時残高スライド元利定額返済方式には、A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)とB：借入時残高スライド元利定額返済方式(73)があり、新規入会時は、A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)とします。なお、返済方式の変更は、会員から当社に申し、当社がこれを受付けたことによりできるものとします。この場合、会員からの申出の受付時期により、受付けた月のご返済について返済方式の変更が間に合わないことがあることを承諾するものとします。
- (3) **リボルビング払いのご返済額は、次の通りとします。**
- ①借入時残高スライド元利定額返済方式の返済額は、**リボルビング払いによるカードキャッシングの利用があった月のリボルビング払いの締切日残高により「別表」の「借入時残高スライド元利定額返済方式の返済額」に定めた金額とします。新たにリボルビング払いによるカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は前月のご返済額と同額となります。**
- (4) リボルビング払いの利息は、未決済残高に対して第31条第1項の利率の割合で、第1回目の返済の場合は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの期間で計算した金額を、又、**第2回目**以降の返済の場合は前回返済日の翌日から今回返済日までの期間で計算した金額をお支払いいただきます。

《別表》

◎締め支払い

返済方法	返済方式	締め・支払い
1回払い	元利一括払い	毎月末日締切翌月26日1回払い(最長56日～最短26日)
リボルビング払い	借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切(翌月から毎月26日支払)

◎利息の計算方法は以下のとおりです。

《 1 回 払 い 》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率(実質年率)÷365日(閏年は366日)×ご利用日翌日から**支払日**までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日(閏年は366日)×ご利用日翌日から**支払日**までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日(閏年は366日)×前月の支払日の翌日から**支払月**当月の**支払日**までの日数

《返済例・・・A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)の返済例》

※完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、**支払期間・支払回数**も変更となります。

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のお支払額は40,000円。最終回の95ヶ月/95回目に元金29,745円と利息151円、合計29,896円で完済となります。

(総支払額は3,789,896円、利息の総支払額は内789,896円となります。)

《返済例・・・B：借入時残高スライド元利定額返済方式(73)の返済例》

※完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、**支払期間・支払回数**も変更となります。

(1) **翌月一括返済方式(1回払い)**の場合、利息は融資金に対して第31条第1項の利率の日割計算とし、ご利用日の翌日から返済日までの期間の利息を融資金に加算してお支払いいただきます。

(2) 借入時残高スライド元利定額返済方式(**リボルビング払い**)には、A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)とB：借入時残高スライド元利定額返済方式(73)があり、新規入会時は、A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)とします。なお、返済方式の変更は、会員から当社に申し、当社がこれを受付けたことによりできるものとします。この場合、会員からの申出の受付時期により、受付けた月のご返済について返済方式の変更が間に合わないことがあることを承諾するものとします。

(3) **借入時残高スライド元利定額返済方式(リボルビング払い)**の場合の月々のご返済額は、ご利用があった月の締切日残高により下表に定めた金額とします。尚、**毎月のご返済額には利息を含みます。**

①**新たにカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は、前月のご返済額と同額となります。**

(4) リボルビング払いの利息は、未決済残高に対して第31条第1項の利率の割合で、第1回目の返済の場合は、ご利用日の翌日から第1回返済日までの期間で計算した金額を、又、**第2回目**以降の返済の場合は前回返済日の翌日から今回返済日までの期間で計算した金額をお支払いいただきます。

返済方法	利率	返済方式	締め・お支払い
1回払い	実質年率 6.00%	元利一括払い	毎月末日締切翌月26日1回払い(最長56日～最短26日)
リボルビング払い		借入時残高スライド元利定額返済方式	毎月末日締切(翌月から毎月26日支払)

◎利息の計算方法は以下のとおりです。尚、**閏年の場合は1年を366日とする日割計算となります。**

《 1 回 払 い 》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から**返済日**までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第1回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×ご利用日翌日から**返済日**までの日数

《リボルビング払い・ご利用後第2回支払》

○利息＝カードキャッシング利用残高×利率÷365日×前月の**返済日**の翌日から**返済月**当月の**返済日**までの日数

《返済例・・・A：借入時残高スライド元利定額返済方式(76)の返済例》

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は40,000円。最終回の95ヶ月/95回目に元金29,745円と利息151円、合計29,896円で完済となります。

(総支払額は3,789,896円、利息の総支払額は内789,896円となります。)

※完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、**返済期間・返済回数**も変更となります。

《返済例・・・B：借入時残高スライド元利定額返済方式(73)の返済例》

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のご返済額は50,000円。最終回の72ヶ月/72回目に元金43,746円と利息201円、合計43,947円で完済となり

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合、毎月のお支払額は50,000円。最終回の72ヶ月/72回目に元金43,746円と利息201円、合計43,947円で完済となります。
(総支払額は3,593,947円、利息の総支払額は内593,947円となります。)

第33条 (カードキャッシングの支払金の繰上返済等)

- カードキャッシングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める約定返済日の前に繰り上げて行うことをいいます)は、会員が当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。

支払方法	返済範囲	返済方法
1回払い	全額のみ	口座振込み
リボルビング払い	全額、一部	

- 当社に対する返済が次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該返済を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

- 当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行なわれたとき。
- 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。
 - 事前の連絡の際に指定した返済日と異なる日に行われたとき。
 - 事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行なわれたとき。
 - 事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行なわれたとき。

- 前各項までの規定に保わらず、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機(ATM)を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの返済金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

第34条 (遅延損害金)

会員がカードキャッシングの返済金の返済を遅滞したときは支払期日の翌日から返済日に至るまで当該支払金に対し、又期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまでカードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第35条 (個人情報の取得・保有・利用)

- 会員及び入会申込者(以下併せて「会員等」といいます。)は、本規約に基づくカード取引契約(以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

- 本人を特定するための情報(氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等)、取引目的、職業、その他入

ます。
(総支払額は3,593,947円、利息の総支払額は内593,947円となります。)
※完済まで新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、返済期間・返済回数も変更となります。

第33条 (カードキャッシングの支払金の繰上返済等)

- カードキャッシングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める支払期日の前に繰り上げて行うことをいいます。)について、会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 会員は、1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済の方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済の方法は下表のとおりです。

返済方法	返済範囲	繰上返済の方法
1回払い	全額のみ	口座振込み
リボルビング払い	全額、一部	

- 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

- 当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行われたとき。
- 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても次に該当するとき。
 - 事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
 - 事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
 - 事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

- 前各項までの規定にかかわらず、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機(ATM)を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。ただし、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

第34条 (遅延損害金)

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまでカードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第35条 (個人情報の取得・保有・利用)

- 会員及び入会申込者(以下併せて「会員等」といいます。)は、本規約に基づくカード取引契約(以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む株式会社オーシー(以下「当社」といいます。)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。

- 本人を特定するための情報(氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、本人確認書類の記号番号等)、取引目的、職業、その他入会申込

<p>会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、又は当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）</p> <p>(6) <u>犯罪収益移転防止法</u>に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>4. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じた上で、1項により取得した個人情報の一部又は全部を提供することに同意するものとします。</p> <p>(2) カード契約に関してカードの有効性を通知するために、カードが利用できる販売店等に第1項(1)の会員等の個人情報及びカード番号を提供する場合。</p>	<p>時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、又は当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。</p> <p>(6) <u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」</u>に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p> <p>4. 会員等は、当社が次の場合に、保護措置を講じた上で、1項により取得した個人情報の一部又は全部を提供することに同意するものとします。</p> <p>(2) カード契約に関してカードの有効性を通知するために、カードが利用できる販売店等に1項(1)の会員等の個人情報及びカード番号を提供する場合。</p>
---	---

<p>第36条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第35条1項～3項の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ(http://www.occard.jp)でお知らせしております。</p>	<p>第36条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第35条1項(1)～(3)の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、<u>旅行事業</u>、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ(https://www.occard.jp)でお知らせしております。</p>
---	---

<p>第37条（個人情報情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 会員等は、会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査及び与信判断並びに与信後の管理のために、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「亀井個人情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人情報情報機関（以下、「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、会員等及び当該会員等の配偶者の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話長期債の情報等、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には当該個人情報を利用することに同意します。</p> <p>2. 会員等は、会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。</p> <table border="1" data-bbox="156 1608 778 1863"> <thead> <tr> <th colspan="2">株式会社シー・アイ・シー</th> </tr> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本契約に係る申込みをした事実</u></td> <td>当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td><u>本契約に係る客観的な取引事実</u></td> <td>契約期間中及び契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td><u>債務の支払いを延滞した事実</u></td> <td>契約期間中及び契約終了後5年間</td> </tr> </tbody> </table>	株式会社シー・アイ・シー		登録情報	登録期間	<u>本契約に係る申込みをした事実</u>	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間	<u>本契約に係る客観的な取引事実</u>	契約期間中及び契約終了後5年以内	<u>債務の支払いを延滞した事実</u>	契約期間中及び契約終了後5年間	<p>第37条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）</p> <p>1. <u>信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> 会員等は、下記の事項に同意します。</p> <p>(1) <u>当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等に関する信用情報（3.（1）に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。</u></p> <p>(2) <u>上記の（1）の照会により、これら信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。</u> <u>（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。</u></p> <p>2. <u>信用情報機関への信用情報の提供に関する同意</u> 会員等は、下記の事項に同意します。</p> <p>(1) <u>当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3.に記載のとおり利用されます。</u></p> <table border="1" data-bbox="845 1675 1497 2056"> <thead> <tr> <th colspan="2">株式会社シー・アイ・シー</th> </tr> <tr> <th>当社が提供する信用情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）</u></td> <td>当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td><u>本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）</u></td> <td>契約期間中及び契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td><u>上記、本契約に係る事実</u>に<u>債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合</u></td> <td>契約期間中及び契約終了後5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記（1）により、当社が提供する信用情報は下記の</p>	株式会社シー・アイ・シー		当社が提供する信用情報	登録期間	<u>本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）</u>	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	<u>本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）</u>	契約期間中及び契約終了後5年以内	<u>上記、本契約に係る事実</u> に <u>債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合</u>	契約期間中及び契約終了後5年間
株式会社シー・アイ・シー																					
登録情報	登録期間																				
<u>本契約に係る申込みをした事実</u>	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間																				
<u>本契約に係る客観的な取引事実</u>	契約期間中及び契約終了後5年以内																				
<u>債務の支払いを延滞した事実</u>	契約期間中及び契約終了後5年間																				
株式会社シー・アイ・シー																					
当社が提供する信用情報	登録期間																				
<u>本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）</u>	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間																				
<u>本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）</u>	契約期間中及び契約終了後5年以内																				
<u>上記、本契約に係る事実</u> に <u>債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合</u>	契約期間中及び契約終了後5年間																				

3. 加盟信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要及び登録される情報は以下の通りです。

名称: 株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地: 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 **電話番号:** フリーダイヤル 0120-810-414

HP アドレス: <https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の**同社ホームページ**をご覧ください。

登録情報: 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

4. 提携信用情報機関の名称・所在地・問い合わせ電話番号・ホームページアドレス、加盟企業の概要は以下の通りです。

(1) **名称:** 全国銀行個人信用情報センター **所在地:** 〒100-

とおりです。

株式会社シー・アイ・シー

会員等の本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報 (契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報 (請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

3. 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記2. (1) により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報 ((1) ①②

③) を加盟事業者へ提供します。また、信用情報

((1) ①) を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関 (以下「加盟信用情報機関」といいます。) の名称等

加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面 (電磁的記録を含みます。) により通知し、同意を得るものとします。

名称: 株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先: 0570-666-414 **ホームページアドレ**

ス: <https://www.cic.co.jp/>

※ (株) シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

① **名称:** 全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先: 03-3214-5020 **ホームページアドレ**

ス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事

8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 **電話番号:**03-3214-5020

HPアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(2)名称: 株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所在地: 〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 **電話番号:** 0570-055-955 (ナビダイヤル)

HPアドレス: <https://www.jicc.co.jp/>

※**株式会社** 日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

6. 当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知するものとします。

業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②名称: 株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先: 0570-055-955 **ホームページアドレス:** <https://www.jicc.co.jp/>

※ **(株)** 日本信用情報機構の加盟資格、加盟**事業者**名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

※6. は抹消

第38条 (個人情報の提供及び委託)

1. 個人情報の提供について

(1) 会員等は、第35条1項(1)(2)の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り当社のグループ会社 (以下「グループ会社」という。) に提供し、グループ会社が利用することに同意します。

○当社と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社・利用目的・連絡先

グループ会社	利用目的	連絡先
株式会社オーシートラベル	旅行関連事業における宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発等のサービス提供に利用するため	〒870-0027 大分市末広町 2丁目3番28号 TEL097-534-0123

(2) (1)の提供期間は、原則として本契約日より本契約終了後5年間とするものとします。

2. 個人情報の委託について

会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

第38条 (個人情報の委託)

会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

第39条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社及び第37条の加盟信用情報機関、並びに第38条で記載するグループ会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(3) グループ会社に対して開示を求める場合には、第38条記載のグループ会社に連絡してください。

第39条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社及び第37条の加盟信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

※(3)は抹消

第40条 (本規約に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び**本重要事項**の内容の全部、又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会**手続き**をとることがあります。**但し**、第36条2項及び**第38条1項**に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会**手続き**をとることはありません。尚、第36条2項及び**第38条1項**に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類 (電磁的記録の送信を含む。) は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、**予め**承諾するものとします。

第40条 (本規約に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び**本同意条項**の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会**手続**をとることがあります。**ただし**、第36条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会**手続**をとることはありません。尚、第36条2項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類 (電磁的記録の送信を含む。) は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、**当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等はあらかじめ**承諾するものとします。

<p>第 41 条 (利用・提供中止の申出) 第 36 条 2 項 <u>及び第 38 条 1 項</u> による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、<u>提供</u>している場合であっても、中止の<u>申し出</u>があった場合は、それ以降の当社での利用、<u>グループ会社への提供</u>を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>	<p>第 41 条 (利用中止の申出) 第 36 条 2 項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の<u>申出</u>があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>
<p>第 42 条 (個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>信用管理室</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>信用管理室</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>	<p>第 42 条 (個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>リスク統括部</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>リスク統括部</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>
<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記⑫株式会社オーシーまでご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">株式会社オーシー 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404 (代表) ホームページアドレス／http://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州 (包) 第 2 号 九州財務局長 (12) 第 00046 号</p>	<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記株式会社オーシーまでご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">株式会社オーシー <u>〒870-0027</u> 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404 (代表) ホームページアドレス／https://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州 (包) 第 2 号 九州財務局長 (13) 第 00046 号</p>